



マカオ政府観光局 ニュースリリース

Macao Government Tourism Office-Japan | News Release

関係者各位

2020年2月26日

【最新情報】マカオ入境規制について

2020年2月20日から施行されている「感染症防疫期間における旅行者のマカオ入境規制」について、韓国での新型コロナウイルス感染者数急増に伴い、過去14日以内に韓国へ訪れたことのある渡航者への規制が変更になりました。

本日26日正午より、過去14日以内に韓国を訪れたことのある渡航者は、衛生局の指示により指定の施設(ホテル)にて14日間の医学観察を受けることとなりました。観察期間中にかかる指定施設での検疫費用等は渡航者負担となります。

2月26日現在、「感染症防疫期間における旅行者へのマカオ入境規制」の対象地域は下記の通りです。

【検査対象】 「マカオ工會聯合總會工人體育場」または「タイパ・フェリーターミナル」にて検査後、陰性と判定されればそのまま入境許可
広東省、河南省、浙江省、湖南省、安徽省、江西省、重慶、山東省、四川省、黒竜江省、北京、上海

【医学観察対象】 指定の施設にて14日間の医学観察
韓国

参照: マカオ特別行政区政府新聞局 <https://news.gov.mo/detail/en/N20BYhxp2c?0>

本件に関するお問い合わせは以下まで

マカオ政府観光局 武藤・市村・斉藤

Tel: 03-5275-2537 Fax: 03-5275-2535 Email: macaopr@milepost.co.jp

マカオ政府観光局公式 SNS  @macaotourism.jp  @macaotourism_jp  @macao_japan